



2018年10月23日  
アジアインターネット日本連盟

## 意見書

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会における「クリエイターへの適切な対価還元」に関する検討について、下記のとおり、意見を提出いたします。

クリエイターへの対価還元のあり方については、アクセス型への市場構造の転換（ストリーミング/サブスクリプション型の発展）を見据えた議論をすべきと考えます。特に、下記のようなPCやスマートフォン等の汎用機器に係る実態を踏まえ、汎用機器等<sup>1</sup>は私的録音録画補償金制度の対象とすべきではないと考えます。

1. PCやスマートフォン等の汎用機器はさまざまな目的で使われており、私的録音録画を行う蓋然性が高いとは言えません。例えば、企業内で使用する汎用機器等は、コンテンツ消費のために用いられることが原則的に想定されていないほか、一般消費者においても私的録音録画を全く行わない購入者も多く存在していると考えられます。このような消費者には、当該汎用機器をそもそも録音録画コンテンツ消費以外の目的で購入する利用者や、当該汎用機器の利用に際してはもっぱら権利処理済みの録音録画コンテンツを有料または無料のサービスを通じて消費している消費者、または汎用機器を利用した私的録音録画は行うものの、録音録画コンテンツの配信に際して一定範囲の私的複製をサービス内容として提供しているサービスの利用に際してのみこれを行う消費者が含まれます。

現在、私的録音録画を一切行わない購入者も含めて一律に補償金を課した上で、私的録音録画を行っていない購入者が定められた手続きを行なった場合に補償金を返還することが検討されているようですが、このような補償金返還制度は、私的録音録画とは無関係の一般消費者に無用かつ過大の負担を生じせるものであり、また、高齢者等、適切な返還のための手続きを取ることが困難な層も一定程度存在することが予想されることから、社会的に適切な制度とは考えられません。

さらに、返還制度の実効性についても、疑義が生じています。現行の媒体に対する返還制度については、報道では（<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0506/22/news088.html>）、返還の請求手数料のほうが実際の返還額よりも10倍高く、実際には機能していないことも指摘されているところです（請求のため80円の切手代に対して、実際の返還額が8円だったとのことです）。したがって、現行の制度下でも返還制度自体は一応設けられてはいますが、実際には、これらの問題の解決として機能していない実態も存在しており、汎用機器への拡張に際しても制度の有効性には疑義を持たざるを得ません。

<sup>1</sup> なお、機器・記録媒体一体型の機器も含む。また、専用機器であっても、過去の検討において対象外となった製品については、同様に慎重な検討を要する。

これらを合わせて考えると、私的録音録画を行う蓋然性が高くないうえに返還制度にも困難が伴う PC やスマートフォン等を含む汎用機器等はそもそも補償金制度の対象とすべきではないと考えます。

2. あらゆる産業において、物を購入し所有するオーナーシップ型から必要な分だけ必要な時にアクセスするアクセス型への市場構造の転換が見られます。これに伴い、音楽産業においても、デジタルについては視聴方法が楽曲を購入ダウンロードする形態（「ダウンロード型」）から、月々の定額制で聴き放題といった形態（「ストリーミング/サブスクリプション型」）へと移行しつつあります。

IFPI（国際レコード産業連盟）の年次レポート「Global Music Report 2018」<sup>2</sup>及びこれを一般社団法人日本レコード協会がまとめたところによれば<sup>3</sup>、2017年の全世界音楽売上は、前年を8.1%上回る172億7,000万ドル（約1兆9500億円<sup>4</sup>）であり3年連続の高成長で、そのうちデジタルによる売り上げは19.1%増の94億ドル（約1兆600億円）で全体の売上の54%です。特にここ数年、音楽ストリーミングサービスの利用と収入が急速に伸び、2017年にはストリーミング売上が初めて単独でパッケージ売上を超え、音楽産業の最も重要な収入源となっている、とされています。

ストリーミング/サブスクリプション型の普及により、ユーザーはより自分の嗜好に合わせて新旧問わず様々な楽曲を月々定額で自由に視聴できるようになりました。これに伴い、ユーザーが古い楽曲が再度視聴できるようになったほか、グローバルに配信される日本の楽曲を世界中のユーザーが視聴しやすくなったことで、権利者にとっても対価の還元機会がより広範に拡大することとなり、音楽産業の収入増に貢献しています。

日本においても、2013年から2017年にかけて、ストリーミング（サブスクリプション）の割合が年々増加しており、デジタルにおいて主要な音楽視聴方法となるとともに、音楽産業の重要な収入源となりつつあります<sup>5</sup>。

ストリーミング/サブスクリプション型の普及は、回線高速化を含むインフラの整備、ハードウェアの処理性能の向上、配信を行うソフトウェア技術や音楽サービスのユーザーインターフェースの改善、場所や環境に縛られないマルチデバイスによる音楽視聴の可能化等、様々な技術革新とこれに伴うビジネスモデルの刷新に支えられています。ユーザーにとってみても、ストリーミング/サブスクリプション型による視聴方法は、利便性が非常に高いものであり、特に、革新的な技術が普及してから本格的に音楽を聴き始めた若い世代やインターネットに接続した各種デバイスを使いこなすユーザー層にとって、音楽視聴のための最重要手段となっています。

デジタルミュージックにおいて音楽視聴の方法がストリーミング/サブスクリプション型に移行することにより、ユーザーは音楽を視聴するために楽曲を複製する必要もありませんし、複製をすることもできません。この音楽視聴方法では、実態としてユーザーによるいわゆる「私的複製」は起こり得ません。前記のとおり、ストリーミング/サブスクリプション型の視聴を行うユーザー層は私的複製を行わないため、これに

<sup>2</sup> <http://www.ifpi.org/downloads/GMR2018.pdf>

<sup>3</sup> <https://www.riaj.or.jp/riaj/open/open-record!file?fid=1638>

<sup>4</sup> 為替は、1ドル113円で計算。デジタルによる売上げの為替についても同様。

<sup>5</sup> [http://www.riaj.or.jp/ff/data/annual/dg\\_all.html](http://www.riaj.or.jp/ff/data/annual/dg_all.html)

用いられるという機器の性質を踏まえれば、汎用機器等を対象として対象機器を拡大するような制度拡充は根拠が乏しく、立法事実を欠くと言わざるを得ません。また、ストリーミング/サブスクリプション型への移行が進むことにより、総体としても「私的複製」は減少しています。

これらの対価還元・私的複製の実態にも関わらず、国民を含めたステークホルダー全体の同意を得られない私的録音録画補償金制度の制度維持ありきさらには汎用機器等への対象拡大の議論は、IT 産業にとってのみならず、音楽産業におけるイノベーションそのものを阻害することにもなり兼ねません。

3. ストリーミング/サブスクリプション型と同様、ダウンロード型音楽配信について検討してみても、コンテンツの利用に係る対価は全て契約で処理され、契約によってマルチデバイスでの視聴が可能となっています。このことから、ユーザーが私的録音を行う必要性は乏しいものと言えます。また技術的にも DRM により複製が不可能となっているものもあります。このことから、「私的複製」は大幅に減少していると考えます。

4. ストリーミング型/サブスクリプション型/ダウンロード型のいずれの場合にせよ、コンテンツの利用にかかる対価は契約に基づいて処理され、消費者は対価を支払って音楽を視聴しています。このような形で音楽を視聴する消費者が購入する汎用機器等へ補償金制度の拡大は対価の二重払いを強いることとなり不適切です。また、現在利用者が拡大しているストリーミング型では、利用者別の視聴実態を把握することができるにも関わらず、汎用機器等の購入者に対して一律的に補償金を課す制度は、購入者の視聴実態を無視したものを言わざるを得ません。仮に補償金を導入するのであれば、これらの契約に基づく利用者に対しても、二重課金を回避する観点から返還制度を認めるべきであると思われませんが、どのようにこれらの返還制度の対象者を確定するのも明らかではなく、まだ制度上も複雑となることが明らかです。

5. 現在、補償金制度の必要性に関する議論が尽くされているとは言えません。特にデジタルミュージックの視聴方法・実態について、十分かつ適切な検討がなされているとは言えません。平成 29 年度の録音等実態調査についても、上述 1 および 2 において言及した技術と契約によりコントロールされている範囲も含めて「ダウンロードや複製をしたことがあるか」という質問を行っており、この調査より何らかの結果を導き出すことはできないと考えます。このような状況において、制度の維持・対象機器の拡大を前提とした議論が行われていることは望ましくなく、契約と技術でコントロールされているコンテンツが増大していることや、契約と技術でコントロールされたコンテンツを主に視聴するようなデバイスの利用状況等、最新の实態を踏まえた上で議論をすることが必要です。

6. なお、CD による録音物は音楽著作権使用料 6 % 程度、ダウンロード型は 7.7% 程度で公平性の観点からも遜色がない中<sup>6</sup>、購入された CD やレンタル CD 等、ユーザーによる録音の可能性が高く私的複製の元となるものについては、さらなる対価の還元が図られるよう、流通過程における対価回収を論じるべきと考えます。

以上

---

<sup>6</sup> 日本音楽著作権協会（JASRAC）の使用料規程に拠る。